

■ 目次

- ◆ 知財ニュース **NEW!**
- ◆ 部分意匠を第1国出願とする意匠出願に関する中国での取り扱いについて
- ◆ 家

知財ニュース

「国際特許」などの表記が処罰の対象に

先日、公衆の意見を募集するために、国务院法制弁公室のネットサイドには、国家知識産権局が制定する『特許標識の表記方法に関する規定(草案)』(以下、「草案」という)が公開された。草案には、製品、製品の包装又は製品取扱明細書などの材料に「国際特許」、「世界特許」などの文字を表記すると、法により処罰を受けると明確に規定されている。

法により処罰を受ける特許標識の表記行為は、さらに、外国特許の標識を偽って表記すること、特許権が無効にされた後か又は消滅した後に、引き続き製品、製品の包装又は製品取扱明細書などの材料に特許標識を表記することなどが挙げられる。

草案には、特許標識を表記する場合、①中国語で表記される特許権の種類、例えば、中国発明特許、中国実用新案特許、中国意匠特許などと、②中国特許庁によって権利付与された特許の登録番号という内容を明記しなければならないと規定されている。表記者はその他の文字や図形標識を添加することができるが、添加した文字や図形標識及びその表記方式は公衆に誤解をもたらすものであってはならない。

情報ソース：法制日報

日系企業の中国出願がなぜ増加し続けるのか？

近年、中国の開放市場が世界各国企業の競争のターゲットとなっている様子は、外国企業の中国出願から明確に窺える。

最新の統計データによると、今年の9月までに、日系企業の中国出願件数は、外国企業範囲内にトップであり、2.87万件に達成し、同比11.8%増である。そして、近年、毎年の増加率が10%以上であり、外国企業による中国出願総量の1/3を占めている。専門家の話によると、これは、中国知的財産権の保護環境が国際社会に認められつつあると理解できる一方、中国国内企業も革新能力を向上し、市場競争に積極的に参加しなければならないのも要求している。

中国知財保護環境が認められる

「近年、中国政府は知的財産権の保護を非常に重視している。特に昨年から開始した「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト」活動を通して、知的財産権侵害行為を厳しく取締り、企業のために権利維持に係る大量な作業をし、権利者の合法的利益を保護でき、市場環境を明らかに改善した。」とトヨタ自動車(中国)株式会社の知財部責任者が中国知識産権報の記者のインタビューを受けた時に話しました。

近年、中国知的財産権の法律法規体制の改善に連れて、知的財産権の保護環境も改善されつつある。外国企業の中国出願も日々活発になってきている。データによると、2010年に日本ソニー株式会社(以下、「ソニー社」という)は、中国で発明特許出願を2036件行ったので、中国で投資する外国企業で発明特許出願数が一番多い企業となり、同比30%増である。日本パナソニック株式会社(以下、「パナソニック社」という)は1723件の発明特許出願で第2位を占めた。発明特許において、パナソニック社は、1565件で外国企業内のトップに占め、ソニー社は、1313件で外国企業内の第3位を占めた。2010年に、日本日立製作所(以下「日立社」という)は、中国で提出した発明特許出願は、1700件であり、2010年間の中国に



における製品の売上は1.18万億円に達成した。現在、日立社の北京及び上海研究センターの開発者は、合計で100名余りいる。2010年に、日本ホンダ自動車株式会社は、中国で提出した発明特許が361件であり、新種の車の開発及び販売に連れて、今年度提出する特許出願件数は、増加する見込みである。日本富士通株式会社が2011年年度の中国で提出した特許出願は500件に達成し、同比40%増と予想される。

「中国知的財産権の保護環境が改善されたことに基づき、「エンクロージャ運動」のように特許を出願し、確保していくのは、日系企業が市場競争の必要に応じて選択した結果である」とある業界内の専門家が話した。中国市場の潜力は大きいほか、伝統産業の転換は知的財産権の発展をもたらすと思われる。

競争が革新の源となる

外国企業において、特許出願のほかに、中国で有効な発明特許件数を一番多く持っているのも日系企業である。近10年以來、日系企業の有効な発明特許の件数は、9.0187万件に達成している。そのうち、パナソニック社は、7616件で第1位を占め、大きな優位性を保っており、ソニー社は4098件で第3位を占めている。

国家知識産権局の統計データによると、2010年に、中国が受理した発明特許出願は39.1万件であり、同比24.1%増である。これらのデータは、2010年に中国国内の発明特許出願量が迅速な成長を維持していると示している。中国国内の発明特許出願の受理量は、同比27.9%増であり、増加率は、昨年より10%増であり、発明特許出願総量で占める割合は74.9%までに上昇し、外国の中国への発明特許出願量の

約3倍である。

2010年に、中国国内の発明特許出願の中、企業による発明特許出願の割合は、半分以上を占め、52.9%に達成した。これは、企業の知的財産権の主体地位がさらに強化されたことを十分に表明した。また、華為技術有限公司(ファーウェイ・テクノロジー、以下「華為社」という)、中興通迅株式会社(ZTE Corporation、以下「中興通迅社」という)など「特許リーダー」と言える会社が出現した。華為社は昔の小さな民営企業から、業界の先頭に立つ会社となり、無線通信分野に優位な地位を占めている。2010年に、中興通迅社は『特許協力条約』(PCT)ルートで提出した国際特許出願は、世界第2位であり、海外市場に「中国製」の力を見せた。多くの企業は、特許を渡り橋として、さらなる広い市場へ向かって走っている。

情報ソース: 知識産権報

部分意匠を第1国出願とする意匠出願に関する中国での取り扱いについて

中国弁理士 王雪

中国は部分意匠制度を有しませんので、この点において日本や、米国、及び欧州などの意匠制度と異なっています。部分意匠を第1国出願とする意匠出願について、中国でどのように優先権を主張するのか、又はどのように最大限の権利範囲を取得できるのかということは、出願人や代理人が最も関心が寄せている問題であり、悩まされている課題でもあります。この点について、筆者はここで私見を述べますので、読者の皆様の優れた意見を引き出すために少しでもお役に立てば幸いです。

第1国出願における部分意匠の図面又は写真について、どのように修正すれば中国において意匠出願に用いられ、優先権を主張でき、かつ予想可能な合理的な権利範囲を取得できるのかという問題のポイントは、意匠の同一主題の認定にあります。中国の特許審査基準には、意匠の同一主題の認定について、次のような規定があります。

意匠の同一主題の認定は、中国での後の出願に係る意匠とその第1国出願に表された内容に基づいて行われるべきです。同一主題に該当する意匠は同時に以下の2つの要件を満たさなければなりません。

- (1) 同一の物品の意匠に該当する。
- (2) 中国での後の出願に係る意匠は、その第1国出願に明確に表されていないなければならない。

中国での後の出願に係る意匠とその第1国出願における図面や写真とが完全に一致してなくても、後の出願書類に簡単な説明があるのに対して先願の書類には関連する簡単な説明がなくても、両者の出願書類から、後の出願に係る意匠が第1国出願に明確に表されていれば、中国での後の出願に係る意匠とその第1国出願に係る意匠の主題が同一であると認定されることになり、優先権を主張することができます。

以下、具体的な事例を挙げながら説明いたします。

事例1

図1に示すように、第1国出願が取っ手に関する部分意匠であり、破線でたんすが示されています。この第1国出願の優先権を主張して中国で意匠出願を行う際に、破線を実線に変更して、たんすに関する意匠出願を行うことが考えられます。また、たんすを削除して取っ手のみを残し、取っ手に関する意匠出願を行うことも考えられます。このように修正した2つの意匠は、いずれも第1国出願に明確に表されていますので、いずれも上記第1国出願の優先権を主張することができます。また、破線を実線に変更したたんすに関する意匠出願に比べて、破線を削除した取っ手に関する意匠出願のほうは権利範囲がより広くなります。

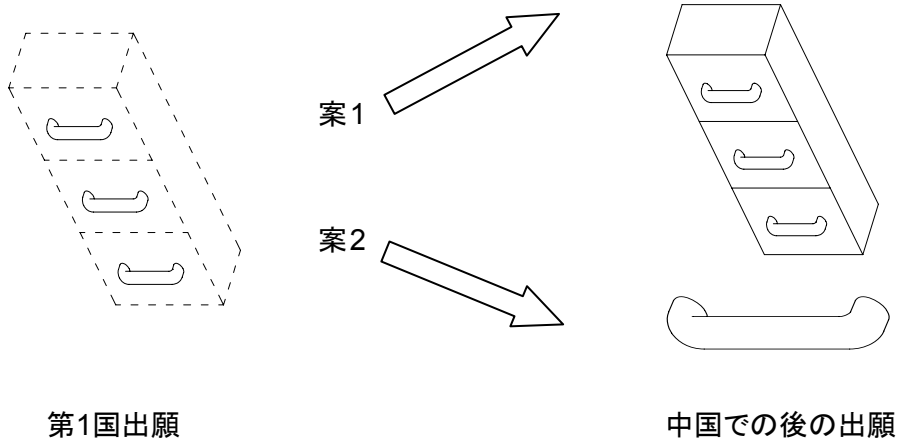


図1

事例2

図2に示すように、中国における後の出願においては、先の第1国出願において破線で表された2つの円孔、及び破線部分と実線部分の境界線が削除され、残った破線部分が実線に変更されています。

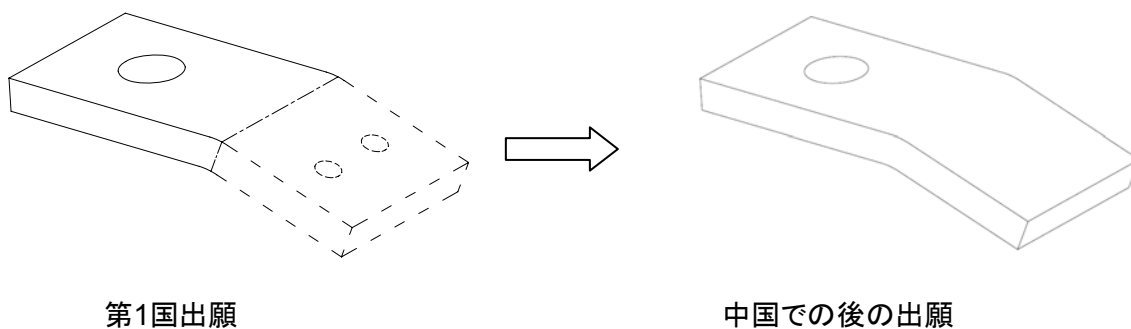


図2

現在、方式審査の審査官も図2に示すような修正を認めています。図2に示す修正について、方式審査の審査官は、後の出願における修正後の意匠の形状は、第1国出願の意匠に明確に示されているので、後の出願は第1国出願の優先権を主張できると考えています。また、後の出願が出願時に提出した図面と第1国出願の図面と同一である場合、その後の補正手続きにおいて図2に示すように補正することも認められ、このような補正は新規事項の追加に該当すると指摘されることもありません。ただし、無効審判手続きにおいて、このようなケースはまだないのが現状です。

このように、部分意匠である第1国出願の優先権を主張して中国で意匠出願を行う際に、(1)すべての破線を実線に変更して物品全体について意匠出願を行う(2)実線で示された部分自体も意匠として出願可能な物品である場合、すべての破線を削除する(3)破線で示された部分について限られている修正を行うという3つの方法が考えられます。修正後の意匠は単一性の要件を満たす場合、同一の出願において2件以上の意匠を保護するように申請することもできます。これは、部分意匠である第1国出願の優先権を主張して中国で意匠出願を行う出願人にとって非常に有利であると思います。

以上は、部分意匠である第1国出願の優先権を主張する際に、中国でどのように意匠出願を行うべきかについて私なりの考えを述べましたが、ご参考にしていただけたら幸いです。読者の皆様と一緒に更なる検討ができることを期待しています。

家

——特許管理部副部長 郭 建栄と所長 劉 新宇の会談録

序：皆さんは、「家」という言葉から、両親や兄弟姉妹など血縁関係のある人のことを、まず頭に思い浮かべるのではないのでしょうか。そして、実際に社会という大家庭で生きており、よく冗談で言う「家で家族と一緒に過ごす時間より、職場で同僚と一緒に居る時間のほうが、ずっと長い」サラリーマンの私たちは、お互いに交流を深めたり、率直に話し合ったりする時間を共にすることで、同僚間には兄弟姉妹、上司と部下の間には親子のような家族愛を感じています。これで、会社や事務所も一つの家となっているのではないのでしょうか。

所長：「郭ちゃん、私が2008年の年末にあげたカードのことを覚えていますか。私の印象の中では、貴女はずっとあの頃の若いお嬢さん(笑)のままなのですが、いつの間にか『立派なお母さん』になりましたね。本当に時間の経つのは早いものです。」



郭 建栄：「そうですね。毎朝、手元のタイムカードを整理するたびに、『光陰矢のごとし』を実感しています。あっという間に、もう2011年の7月になりました。私は、2005年7月21日に入所しましたから、すでに入所6周年を迎えました。」



リンダ事務所が新しいオフィスに移転してから、約1年半が経ちましたが、今でも学研ビル時代のことをよく思い出します。しかも、あの頃の光景は、脳裏にはっきりと浮かんできます。この事務所に入り、所長や心の優しい同僚たちと出会い、家族のようにお互いに気を配りあいながら、楽しく仕事できることを、よかったと心から思っています。もちろん、過去の仕事においては、さまざまな辛さや苦しみも経験してきました。それらは、今でも記憶に残っていますが、所長もきっと覚えていることもあるでしょう。」

所長：「もちろん覚えていますよ。私たちは、同じ知的財産業界の前線に立つ仲間同士ですよ。実を言えば、貴女たちのような新人のみならず、私でも準備不足や考えの浅はかさで失敗したことが多々あります。しかし、このような失敗を経験したからこそ、よりよい仕事の方法や自分の未熟さを発見することもできたのです。」

郭 建榮:「おっしゃる通りで、挫折を経験することは、確かに辛いことですが、思い返せば、私たちの仕事により輝きを与えてくれる『宝物』にもなっています。私は、仕事上これまでに、いくつかの『宝物』をいただきました(笑)。でも、辛い思い出を語る前に、少し気楽にするために、まず所長との初対面の思い出を紹介させていただきます。

初めてお目にかかった時、チェックのシャツを着て、赤いフレームのメガネをかけていた所長の姿は今でもはっきりと覚えています。とても温和そうな感じでしたが、話をしていくうちに、第一印象の穏やかさとは逆に、急所をずばりと突く方で、なにより仕事に対する『真の厳しさ』を持った人であることが分かりました。

その時のエピソードを紹介させていただきますね。私は一度だけ、何気なく所長の話の腰を折ってしまったのです。すると、所長はすぐに、『今のように、ビジネス上の会話で、他人の会話を途中で妨げることはタブーですよ。しっかり覚えておきなさい!』と、初対面にもかかわらず叱責なされたのです。おしゃったことは間違いのないと思っていましたが、いきなり叱られた私は、メンツが丸潰れの気持ちでした。しかし、その後、度あるごとに所長のあの一言の重みをヒシヒシと感ずることになりました。クライアントと会ったり、ほかの部署の同僚との打ち合わせや相談をしたりするビジネスの場面において、相手が話している途中で割り込んで自分の意見を言うと、その雰囲気悪くするだけでなく、相手に混乱をもたらし、ひいては会議や打ち合わせの効果に悪影響を与えてしまうことになることを、痛感しました。」

所長:「初対面の時、貴女を少し傷つけていたみたいで、御免なさいね。実際私たちは、如何なる時も、常に相手やその周囲の方の気持ちを第一に考えなければなりません。これは、サービスを提供する者にとっての鉄則です。しかし、それが自然体でできるようになるまでには、やはり多くの経験の積み重ねが必要です。経験するごとに、成長していくのです。」

郭 建榮:「そうですね。所長の考えに私も全く同感です。最初の頃の辛い思いは、経験不足による失敗だったのです。

あれは、事務所に入って半年後の出来事でした。ある自動車会社のクライアントがクレーム解釈に関することについて、相談にいらっしゃいましたので、私は通訳として会議に参加させていただくことができました。私はその前日に、クライアントからご提供いただいた全ての技術書類を予習し、専門用語を暗記し、さらに案件の担当者にも相談事項について意見の聞き取りをしていましたので、自信満々で、通訳はさほど難しくないだろうと高を括っていました。しかし、翌日の会議の開始直後、私は現実の厳しさに直面し、右往左往することになりました。私の通訳が、クライアントにも、担当者にも分かってもらえなかったのです。そのような気まずい状況下で、担当者もクライアントも焦り初めました。一つの質問を何回も繰り返しましたが、双方の理解を得ることができず、会議は順調に進みませんでした。あの時初めて、上手に通訳することの困



難さを実感しました。

良い通訳になるためには、事前に十分な準備をするのはもちろんのこと、会議で言及される専門知識についても、ある程度の理解がなければなりません。同時に、一人前の通訳になるには、両者の交流が言葉で解決できない場合は、図式など他の方法を用いて説明するなど、様々な実践経験を積むことも必要です。また、専門が語学だからといって、通訳をするときに、スピードや話の区切り方など、話し手とのマッチング関係をうまくバランスを取らないといい通訳はできません。そして、話し手の話を一字一句直訳するだけでなく、相手に分かりやすく伝えるために意識をすることも、良い通訳の必須条件であると思います。その際、相手の話をしっかり聞き、メモをしっかりと取り、言葉を漏らさずに、一つ一つの文章をよく理解した上で意識し、相手に内容を的確に伝え、返答を引き出すようにしなくてはなりません。逆に、自分が訳したことが自分でさえ分からない場合、聞いた人はなおさらであることは言うまでもありません。

あの時の経験は、北京大学院卒を自負していた私にとっては、社会の厳しさを認識させられる出来事で、この業界に入って最初の苦い思い出にもなりました。もし、あの会議に参加くださった方がこのエピソードをご覧になったら、当時の状況とともに、青ざめておろおろする私を思い出すのではないのでしょうか。下手な通訳で皆様に多大なご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでしたが、自分を深く認識できるチャンスを与えてくれたことに心から感謝しています。もう一度繰り返しますが、良い通訳になるためには、言葉に工夫を施すだけでなく、経験やテクニックが必要です。私は現在、通訳として100%完璧とは言えませんが、双方の言いたいことを正確に伝えることはもちろん、必要に応じて自分の意見を加味することもできるようになりました。あの苦い苦い経験が、知らない間に仕事上に大きな宝物となったのです。」

所長:「この業界に入った当初の頃は、誰もが同じようなことを経験したのではないのでしょうか。しかし、いろいろ辛い経験を乗り越えてこそ、成長することができるのです。弊所の若い中堅幹部の皆さんも、入所したての頃にはさまざまな挫折を経験したからこそ、すごい成長ぶりを見せてくれました。特許管理部の『鉄三角』は、この代表的な例でしょうね。」

郭 建栄:「そうですね、私たち三人が『鉄三角』と呼ばれるようになったのは、三人の性格、仕事振り、それぞれの経験とも関係があると思います。」

事務所を大きな本家に例えるなら、それぞれの部署は、小さな分家であり、それぞれの分家にはそれぞれの個性やスタイルがあります。我が家である特許管理部は、ほとんどが女性で(現在、男性は2名だけです)、事務所で平均年齢が一番若いことが特徴です。このような私たちが、全ての特許出願に関連する業務を担い、弁理士の仕事も『監督』しなければなりませんので、クオリティーを確保しながら、効率よく働くために、仕事の内容に応じて部内に作業グループを作りました。これが、『鉄三角』の形成原因でもあります。三人の性格や得意分野によって各グループを管理しています。せっかくの機会ですので、私達『鉄三角』のことを簡単に紹介します。

常 苗 苗

劉 金燕



郭 建栄

特許管理部の部長である常苗苗(英語作業)は、話し合いやコミュニケーションが得意で、部内やほかの部との仕事の調整が主な役割です。性格的にとても真面目な劉金燕(英語作業)は、私とほぼ同期で、新規出願(期限及び書類管理)を全て管理しています。そして、私は全ての出願の中間処理を担当しています。また、私たち三人は、作業言語がそれぞれ異なっているため、この面においても、よりよいパートナー関係を築きあげることができました。

また、どのような時でも、『クライアントの利益第一、話を隠さない、言葉を濁さない』という部門の仕事の鉄則を徹底的に貫かななくてはなりません。一部の案件の処理や考え方について、弁理士たちと意見が全く異なったことがあり、争い合ったり、顔を真っ赤にするまでエスカレートしたりしたこともあります。しかし、これら全ては、『クライアントに満足していただけるサービスを提供する』という究極の目的のためでした。ですから、弁理士を説得することに困難さがあっても、率直に自分の意見を主張して、どのようにすればよりよい解決方法を見つけ出せるのかを分析してみます。不本意でありながらも、相手を傷つけることもあるかもしれませんが、お互いに交流して最終的にクライアントの満足を得ることができる回答を見つけられることができると、これ以上の充実感はないです。また、何か問題が発生するときには、関係者を相手にするのではなく、問題そのものを相手として考えます。ですから、問題によって、関係者をマイナス評価することもなく、問題さえ解決すればこれで一段落を告げます。このように、弊所では現在、部門の増加に伴い、所員も増加の一途を辿っていますが、それを負担に感じることはなく、却って所員相互のコミュニケーションがますます順調で、問題解決のスピードの短縮も実現しました。」

所長:「私も同感です。現在では何が起こっても、たとえそれが私の海外出張中であっても、すぐに関係者が集まって電話会議を開き、問題発生の原因を見つけ、さらに、可能であれば、その解決方法をその会議で相談して決定し、執行責任者と監督者をそれぞれ指定します。この方法で進めていけば、問題を最短で解決することができます。今では、多くの部門が、このような方法を採用し、より効率的に業務を行っています。今後、管理部内部や他の部門と問題を処理する際に、この方法で解決してみてくださいね。」

郭 建榮:「はい。特に、窓口連絡者としての私たちは、弁理士が出したレポートや問題処理の不手際に対して、関係者に直接問題点を指摘したり、お互いタイムリーに解決案を相談したりしなければなりません。そういえば、つい先日も、ある事件について、処理上に少し困った問題が起こりました。私たちの事件の処理に関する意見は異なっていたのに、直接担当者やその部門の責任者と交流することも、改善策も相談することもなく、不平不満ばかり言っていました。結局、この件は所長の耳に入り、怒りを買う結果になって、本当に申し訳ございませんでした。その後、私たちは猛烈に反省しました。事務所の重役を抱えている特許管理部の責任者として私たちは、案件の処理に何か意見がある場合、注意叱責するだけでなく、関係者を呼び自分の意見を伝えて、今後どのようにすべきかを直接聞かなければならないのです。同じようなことが二度と起こらないように注意いたします。」

ところで、まだ覚えていらっしゃると思いますが、去年(2010年)の年報で、所長は、今後二度と怒らないことを約束しましたね。しかし、不本意な結果となり、今回は私たちのせいで、所長の怒りに火をつけ、所長に失言させる結果になってしまったこと、本当に申し訳ございませんでした。」

所長:「気にしなくてもいいですよ。あの朝、自分自身がキレてしまった後に、私自身もすぐに自分の失言に気づき、言い過ぎだったと反省しました。しかし、張副所長も、当時の私や貴方たちの気持ちをわかってくれたと信じています。事務所という大きな家の中で、『寛容はまさに空から落ちてくる小雨のように、大地を潤しています。許す方に福をあげる同時に、許される方にも福をあげます』という言葉が実践されていることを嬉しく思います。」

終わりに:「家は、心の拠りどころ、避難場所です」。仕事上又は生活上にどのような困難や悩みを抱えても、ここに温かい家があることを常に思い出します。この家には、きっと自分をサポートし、共に困難を乗り越え、悩みを解決する方法を見つけ出してくれる人がいます。血縁関係による「家」だけでなく、同じような温かな愛情に満ち溢れた職場という「家」もあり、そして、このような「家」を二つも同時に持つ人は、この世で一番幸せな人であると言えるでしょう！



(このIPニュースに掲載された写真は劉 新宇個人の撮影作品です。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
担当者: 所員 張 輝 (Ashley ZHANG) 蔣 煜欣 (Yuxin JIANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: jpnews@lindapatent.com linda@lindapatent.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>